

奈良県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和高原南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十七年五月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	長谷川 明	桜井市大字外山一一五一
〃	森 清人	〃 笠一八六八
〃	馬場井 啓友	〃 小夫三二五三
〃	芳岡 一夫	宇陀市大字陀山口一五五
〃	西岡 新一	〃 〃 口今井六七六
〃	喜多 陽三	〃 〃 岩清水一四八六
〃	吉岡 秀義	〃 〃 野依二〇〇
〃	白毛 良夫	〃 菟田野佐倉四〇八
〃	京地 俊夫	〃 〃 宇賀志五二一二
〃	梅澤 巖	〃 〃 稲戸八三一一二
〃	前田 禎郎	〃 榛原高井四八八一
〃	森開 熙	〃 〃 池上三三五
〃	加留 勘次郎	〃 〃 笠間二四〇〇
監事	山本 壽三	桜井市大字笠二二〇八
〃	上西 喜三郎	宇陀市大字陀大熊五一二
〃	井岡 康夫	〃 菟田野見田三三五一一
〃	桑原 誠人	〃 榛原栗谷一七〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	長谷川 明	桜井市大字外山一一五一
〃	森 清人	〃 笠一八六八
〃	馬場井 啓友	〃 小夫三二五三
〃	芳岡 一夫	宇陀市大字陀山口一五五
〃	西岡 新一	〃 〃 口今井六七六

喜多	陽三	岩清水一四八六
吉岡	秀義	野依二〇〇
白毛	良夫	菟田野佐倉四〇八
京地	俊夫	宇賀志五二一二
梅澤	巖	稻戸八三一―二
前田	禎郎	榛原高井四八八―一
森開	熙	池上三三五
加留	勘次郎	笠間二四〇〇
山本	壽三	桜井市大字笠二二〇八
上西	喜三郎	宇陀市大字陀大熊五一二
井岡	康夫	菟田野見田三三五―一
桑原	誠人	榛原栗谷一七〇